

成年後見制度の申立て過程における阻害要因に関する一考察

武蔵野大学通信教育部非常勤講師 氏名 西田ちゆき (会員番号 005242)

キーワード：成年後見制度、申立支援、連携

1. 研究目的

社会福祉基礎構造改革以降、成年後見制度や日常生活利用支援事業などの権利擁護事業について、少なくとも福祉関係者においては、サービス内容や利用方法について周知されてきたようである。しかし、486万人（2012年）と推計される認知症高齢者や、54.7万人の知的障害者や320万人の精神障害者（2013年度版障害者白書）に対して、成年後見の利用者は17万6,569人（2013年12月末現在）にすぎず、潜在的ニーズが見込まれる。

本研究は成年後見制度の申立て支援に焦点を当て、なぜ申立てが進まないのか、ニーズがあるにも関わらずなぜ制度の利用に結びついていないのかなど、その阻害要因を分析し、阻害要因となる制度や背景について考察することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

成年後見の申立ては通常①申立人の選定、②成年後見制度の利用が適切かつ、利用可能かについてのアセスメント、③成年後見制度の利用にかかる費用の検討、④事務手続き、⑤家庭裁判所への申立、という過程を経る。申立て過程に焦点を当てた先行研究は少ないが、松崎（2012）は地域包括支援センター社会福祉士による成年後見制度の申立て支援過程において、制度利用のニーズがある高齢者や家族の意思確認や、申立て権限のない包括から申立て可能な人や機関へつなぐ作業の困難さを指摘しており、松下（2012）は成年後見制度の市町村申立ての現状と課題に関する研究において、市町村申立てを阻む要因について申立てプロセスにそって法規上の阻害要因と運用上の阻害要因を明らかにしている。

本研究は成年後見制の申立過程における阻害要因について、先行研究、成年後見制度に関する先行調査と、法人後見を行っているNPOにおいて2013年3月から2014年4月までに申立て支援の9事例から、阻害要因を「意識の壁」「費用の壁」「事務手続きの壁」「引き受け手の壁」と名付け、これらの分析枠組みに沿って要因を整理、考察した。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて行った。

4. 研究結果

申立過程において、まず阻害要因となるのは、成年後見制度を利用そのものに対する「意識の壁」である。本人の権利擁護を目的とした制度であるという理解が本人にとっても家族にとっても乏しいこと（全日本手をつなぐ育成会 2007）、家族に任せるやまだ他人に頼らず自分で生活できている（奈良市社会福祉協議会 2013）という意識は意識調査で明らかになっている。自分でできているという意識は認知症高齢者で、金銭管理が明らかにできなくなったケースにもみられ（松崎 2012）、実際の支援では本人と家族、さらに関係機関

が成年後見制度の利用が適切であることを認めるには時間を要する。

第二は成年後見制度にかかる「費用の壁」である。申立ての際、鑑定が必要な場合を除き、家庭裁判所の手続きにかかる費用は5千円から1万円程度であるが、実際、まとまった金額を申立人が負担しなければならないことや、申立人がいない場合、専門家に依頼する費用が発生することにより、事務手続きが進まないこともある。さらに、職業後見人が選任された場合に報酬が発生することについても制度利用を断念する要因となる。成年後見制度利用支援事業の実施は全国的に見れば2012年現在で全市町村の68.7%にとどまり、しかも報酬助成の対象は、ほとんど市町村長申立て事件に限定されている。

第三は家裁に申立てするまでの「事務手続きの壁」である。代理申請は弁護士、書類作成は弁護士・司法書士、申立人がいない場合は市町村長申立てなど限られた専門職、機関のみであり、その他の者が行うことは弁護士法第72条、77条、司法書士法第3条、第73条を根拠に非弁行為とみなされる恐れがある。市町村長申立てについては、手続きマニュアルの未整備や住所地特例の規定がないことによって起こる問題、予算上の都合（松下2012）、担当部署の縦割り業務の体制が阻害要因となっている。この問題に関しては、本人申立ての活用や福祉事務所との連携の事例がある。

第四に「引き受け手の壁」である。職業後見人の引き受け手が不足するなか、市民後見人の受任が期待されるが、市民後見人養成は全国的にみれば平成23年度以降に取組みが始まったばかりで、今後が期待されているが、まだ一部の自治体を除き、実践力とはなっていない。

5. 考察

申立て支援過程において、福祉分野の職業後見人が注意しなければならないのは事務手続きの過程である。本人や申立てを行う家族に十分な資産がある場合は、弁護士、司法書士に依頼することが適切であり、それ以外の者が支援する場合、非弁行為、利益誘導とならないよう注意が必要である。また、市町村長申立てが適当な場合は、支援者側が市町村の担当者と連携し、市町村申立てに必要な書類が滞りなく作成できるよう担当者を支援していくことで問題が解決されることもある。

なお、当日は結果と考察をさらに詳細に検討した結果を報告する。

参考文献

- 松崎吉之助（2012）「独居等認知症高齢者に対する成年後見制度申立て支援に関する研究」『日本認知症ケア学会誌』Vol.11-2. pp.506-515.
- 松下啓子（2012）「成年後見制度における市町村申立ての現状と課題」『社会福祉学』Vol.53-1, pp.54-66.
- 全日本手をつなぐ育成会（2007）『知的障害者の権利擁護（成年後見）に関する生活実態調査報告書』
- 奈良市社会福祉協議会（2013）『市民後見推進事業報告書』